



# 金沢市公報

号外第12号

平成21年(2009年)4月8日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第8号)	(監査事務局) 1

## 監 査 公 表

### ●金沢市監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人 早川晃治から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、次のとおり公表します。

平成21年4月8日

金沢市監査委員	篠	田	健
金沢市監査委員	中	島	秀雄
金沢市監査委員	宮	保	喜一
金沢市監査委員	田	中	仁

### 包 括 外 部 監 査 結 果 報 告 書

平成21年3月30日

金沢市監査委員	山	形	紘	一	様
金沢市監査委員	中	島	秀	雄	様
金沢市監査委員	宮	保	喜	一	様
金沢市監査委員	田	中	仁		様

包括外部監査人 早 川 晃 治

「一般会計及び特別会計(公営企業特別会計を除く)における委託料の執行状況について」

## 第1 外部監査の概要

### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び金沢市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づき包括外部監査

### 2. 選定した特定の事件(テーマ)

一般会計及び特別会計(公営企業特別会計を除く)における委託料の執行状況について

### 3. 特定の事件(テーマ)を選定した理由

業務委託は、事務処理の効率化、民間の専門的な知識、技術等の活用を図るために、自治体の本来的業務を外部委託することであり、自治体のほとんどの部局で行われている。

金沢市においても、平成19年度の一般会計と特別会計(公営企業特別会計を除く)の歳出決算額約2,755億円のうち約151億円を委託料として支出しており、ほとんどの部局にまたがる支出項目となっている。

さらに、金沢市の行政改革の進展に伴い、指定管理者制度の活用を含む業務の民間委託は、今後ますます増大することが予想される。

したがって、業務委託を行うことにより、人件費を始めとする各種経費の削減が図られているか、住民サービスの向上につながっているか、また、入札契約等の契約方法の問題がないかなど、適法性、効率性の観点から総合的に検討することは重要であると考え、本年度の事件として選定した。

### 4. 外部監査の方法

#### (1) 監査要点

- ① 契約方法及び相手先の選定方法は適正か。
- ② 委託の理由に合理性はあるか、なぜ委託としなければならないのか合理的に説明できるか。
- ③ 委託料の算定方法は適正か。
- ④ 委託業務完了時点での完了検査は実施されているか、契約の履行を適切に確認しているか。
- ⑤ 過年度の委託実績が次年度の委託料算定に活かされコストダウンにつながっているか。
- ⑥ 当該委託契約は住民サービスの向上につながっているかを検証しているか。
- ⑦ 前年度以前に包括外部監査人が報告した本年度の事件に関連する監査結果に対して適切な措置が行われているか。

### (2) 主な監査手続

委託業務担当課へのアンケートの実施及びヒアリング、委託料に関する書類・帳簿等の閲覧、現地視察等を実施した。

### 5. 外部監査の対象期間

原則として平成19年度を対象としたが、必要に応じて過年度及び平成20年度の一部についても監査対象とした。

### 6. 外部監査の実施期間

平成20年6月27日から平成21年3月6日まで

### 7. 監査人補助者

杉本 榮策(公認会計士)	
山田 文貞(公認会計士)	
明石 圭光(公認会計士)	
敦賀 彰一(弁護士)	平成20年11月21日 退任
俣田 明佳(弁護士)	平成20年11月17日 就任

### 8. 利害関係

包括外部監査の対象とした特定の事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

## 第2 委託料の定義と概要

### 1. 委託料の定義

金沢市の財務会計ハンドブックでは、「委託料とは、地方公共団体がその権限に属する事務事業等を他の機関又は特定のものに委託して行わせる場合に、これに対する給付として支出する経費である。12 節役務費と類似したものが多く、その作業の内容が主として長期にわたるものである。」とされている。

また、委託の例としては、次の業務が示されている。

- ・ 保守、管理類
- ・ 審査、検査類
- ・ その他（建物清掃、駐車場整理、人員派遣、警備、害虫駆除、相談業務、訪問指導、タイプ簿書、電算パンチ、マイクロフィルム作成、図画作成、除雪等）

### 2. 委託料の概要

金沢市の平成15年度から平成19年度（5年間）の一般会計・特別会計（公営企業特別会計を除く）の歳出決算額及び委託料決算額は、次の表のとおりであった。

区分	平成15年度					平成16年度					平成17年度					平成18年度					平成19年度				
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)					
一般会計歳出	A	181,682,816	7.99	179,404,253	8.15	159,024,714	8.67	155,871,580	8.51	154,602,340	8.88														
一般会計委託料	B	14,508,149		14,620,200		13,789,631		13,258,593		13,733,334															
構成比(%) B/A			7.99		8.15		8.67		8.51		8.88														
特別会計歳出	C	118,469,209		116,378,331		114,552,476		117,137,185		120,898,802															
特別会計委託料	D	835,154		879,875		800,318		1,143,774		1,360,446															
構成比(%) D/C			0.71		0.76		0.70		0.98		1.13														
歳出合計	E	300,152,025		295,782,584		273,577,190		273,008,765		275,501,142															
委託料合計	F	15,343,303		15,500,075		14,589,949		14,402,367		15,093,780															
構成比(%) F/E			5.11		5.24		5.33		5.28		5.48														

平成19年度の歳出合計、委託料合計とも、平成15年度に比べて縮減されているが、歳出に占める委託料の構成比は上昇しており、業務の委託化が進んでいると考えられる。

## 第3 外部監査対象とした委託の範囲とアンケート調査の実施

### 1. 外部監査対象とした委託の範囲

委託には、公法上の契約といわれる法令の根拠によるもの（地方自治法第244条の2第3項など）と、それ以外の私法上の契約に基づくものがある。

私法上の契約については、その契約範囲は広く、当該団体が実施するよりも他に委託する方が効率的なもの、特殊な技術、設備又は高度な専門知識を必要とするもの等があげられる。

なお、今回の外部監査では、金沢市における一般会計・特別会計（公営企業特別会計を除く）の平成19年度の委託料決算額15,093,780千円を監査対象としている。

### 2. アンケート調査の実施

外部監査対象とした委託業務の件数は、4,888件であったが、そのうち委託業務の当初支負担行額が50万円以上のもの1,932件について、アンケート調査を実施した。

アンケートの主な内容は、次のとおりである。

1. 事業名	⑩ 物品製作
2. 担当職名	⑪ 保険医療関係
3. 会計、款・項・目	⑫ 調査、研究、測定、集計
4. 当初予算計上額	⑬ コンピュータシステム関連
5. 最終契約額、支出済額	⑭ 請負工事、修繕
6. 事業開始時期	⑮ 測量、設計等工事関連
① 平成19年度	⑯ シンクタンク、コンサルティング
② 平成18年度	⑰ その他の委託
③ 平成17年度	9. 業務委託理由別分類（複数回答可）
④ 平成16年度	① 業務の効率化及び人件費等その他経費の節減
⑤ 平成15年度以前	② 知識・技術の高度化により直営による対応が困難なため
7. 履行期間（始期～終期）	③ 市民協働社会の実現に向けた住民参画を奨励するため
8. 委託業務区分	④ 法律・制度等の制約
① 施設清掃	⑤ 民間感覚により市民サービスの向上を図るため
② 施設警備	⑥ その他
③ 施設管理運営	10. 委託契約先の分類
④ 施設等機械設備保守点検	① 金沢市の外郭団体（※注1）
⑤ 各種事業、研修会等開催・運営	② ①以外の出資団体
⑥ 運送・送達	
⑦ ゴミ、し尿等処理	
⑧ 除草、剪定、消毒	
⑨ 害虫等駆除	

<p>③ ①及び②以外の財政支援団体(補助金・交付金を受けている団体)</p> <p>④ その他の公益法人</p> <p>⑤ NPO法人</p> <p>⑥ 社会福祉団体</p> <p>⑦ 営利法人</p> <p>⑧ 個人</p> <p>⑨ その他</p>	<p>17. 見替業者の数(契約方法が随意契約の場合)</p> <p>18. 随意契約の理由(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号)</p> <p>① 契約の種類により定められた限度額の範囲内(第1号)</p> <p>② 契約の性質又は目的が競争入札に適しない(第2号)</p> <p>③ 福祉関係法に規定する福祉施設等において製作された物品を規則で定める手続きにより買入られる契約及びシルバ一人材センター等から規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約(第3号)</p> <p>④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、規則で定める手続きにより、買入られる契約をするとき(第4号)</p> <p>⑤ 緊急の必要により入札に付すことができないうとき(第5号)</p> <p>⑥ 入札に付すことが不利と認められるとき(第6号)</p> <p>⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき(第7号)</p> <p>⑧ 入札者や落札者がないとき(第8号)</p> <p>⑨ 落札者が契約を締結しないとき(第9号)</p> <p>19. 2者以上の見積りの実施の有無(18.において2号を選択した場合)</p> <p>20. 2号該当理由(18.において2号を選択した場合)</p> <p>① 特殊な技術やノウハウを有する者との契約</p> <p>② 特定の設備・危機、シェア等を有する者と契約する場合</p> <p>③ 継続性が求められる業務の場合</p> <p>④ 政策的理由による場合</p> <p>⑤ その他</p> <p>21. 3号該当理由(18.において3号を選択した場合)</p> <p>① 福祉関係施設から物品を調達する場合</p>
<p>11. 契約方法</p> <p>① 一般競争入札</p> <p>② 指名競争入札</p> <p>③ 公募型指名競争入札</p> <p>④ 随意契約</p> <p>⑤ 指定管理者制度</p> <p>⑥ その他</p>	<p>22. 随意契約とした時期、理由</p> <p>23. 委託先からの再委託について</p> <p>① 有(委託契約先から50%以上の業務を再委託している場合)</p> <p>② 無(委託契約先から50%以上の業務を再委託していない場合)</p> <p>③ 不明(確認できない場合)</p>
<p>12. 長期継続契約の場合の契約期間</p> <p>13. 応札業者の数(契約方法が一般競争入札の場合)</p> <p>14. 応札業者の数(契約方法が指名競争入札の場合)</p>	<p>24. 委託業務の完了検査の実施について(複数回答可)</p> <p>① 現場でのヒアリング・チェックシートによる検査を実施</p> <p>② 成果品の検収を実施</p> <p>③ 業務完了報告書の提出を受けている</p> <p>④ その他</p>
<p>15. 指名競争入札とした理由</p> <p>① 契約の性質又は目的が、一般競争入札に適しない(地方自治法施行令第167条第1号)</p> <p>② 競争に加わるべき者が少数である契約(地方自治法施行令第167条第2号)</p> <p>③ 一般競争入札が不利(地方自治法施行令第167条第3号)</p> <p>④ その他</p>	<p>25. 委託の事後評価について(複数回答可)</p> <p>① 委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映している</p> <p>② 当該事業の外部委託を続けるか毎期検討している</p> <p>③ 経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施していない</p> <p>④ その他</p>
<p>16. 公募型指名競争入札の対象業務分類</p> <p>① 市長が実施する必要があると特に認めた建設工事</p> <p>② 予定価格が300万円以上の印刷物</p> <p>③ 予定価格が1,000万円以上のコンサルティング業務、システム開発業務</p> <p>④ 予定価格が300万円以上の冊子企画・制作・印刷業務</p> <p>⑤ 機械警備業務、庭園等の管理業務、給食調理及び配送業務</p> <p>⑥ その他</p>	<p>(※注1) 金沢市土地開発公社、(財)金沢芸術創造財団、(財)金沢文化振興財団、(財)金沢市スポーツ事業団、(財)金沢市福祉サービス公社、(財)金沢国際交流財団、(財)横浜記念金沢の文化創生財団、(社)金沢職人大学校、(株)金沢商業活性化センター、(社)金沢市シルバ一人材センター、(財)金沢勤労者福祉サービスセンター、(社)金沢ボランティア大学校、(財)金沢総合健康センター、(財)金沢まちづくり財団、(財)金沢子ども科学財団、(財)金沢市水道サービス公社 (以上16団体)</p>

3. アンケート調査結果

(1) 調査対象

一般会計及び特別会計(公営企業特別会計を除く)の平成19年度決算における年間50万円以上の委託料を支出負担行為ごとに調査対象とした。

局名	委託件数	委託金額
総委託料 A	4,888	15,093,780
調査対象 B	1,932	14,726,938
カバー率 B/A	39.5%	97.6%

上記表から、調査対象とした年間50万円以上の委託件数は、全体の39.5%であるが、委託金額に占める割合では97.6%を占めていることがわかる。

なお、50万円というのは、この金額の範囲内の契約をする時に随意契約によることができる額である。

そこで、競争入札を避け随意契約によるために意図的に契約額を50万円以下に分割している案件がないか調査した結果、見当たらなかった。

また、1件50万円未満の委託は、多種多様であるが、1件数万円程度の看板設置業務委託、式典設営業務委託、ゴミ処理券販売業務委託、写真撮影業務委託等であった。

1件当たりの委託契約額の大きさを別に分析してみると、1件当たりの決算額が大きいものの区分ほど委託件数は少ないが、それらの委託金額の合計は大きくなくっており、1件当たりの決算額上位50件で委託金額の50%近くを占めている。

1件当たりの決算額	件数	件数割合	金額	金額割合
1億円以上	21	1.1%	5,320,869	36.1%
5千万円以上1億円未満	29	1.5%	2,002,504	13.6%
1千万円以上5千万円未満	170	8.8%	3,470,057	23.6%
1千万円未満	1,712	88.6%	3,933,508	26.7%
計	1,932	100%	14,726,938	100%

(2) 局別分析

局名	件数	件数割合	金額	金額割合
都市政策局	227	11.8%	2,721,210	18.5%
総務局	98	5.1%	617,505	4.2%
産業局	220	11.4%	878,081	6.0%
市民局	129	6.7%	1,098,285	7.5%
福祉健康局	303	15.7%	4,368,204	29.6%
環境局	113	5.8%	1,395,604	9.5%
都市整備局	435	22.5%	1,754,474	11.9%
教育委員会	308	15.9%	1,699,337	11.5%
その他	99	5.1%	194,238	1.3%
計	1,932	100%	14,726,938	100%

※平成20年度の組織機構別に分析

局別にみると、委託件数は福祉健康局、都市整備局、都市政策局、教育委員会が15%以上を占めている。委託金額は都市政策局、福祉健康局が15%以上を占めている。このうち、都市政策局の委託金額割合が委託件数割合以上に大きい理由は、(財)金沢芸術創造財団に対する指定管理者制度に基づく委託料で年間1億円以上のものが5件・合計1,687,348千円含まれているためである。

また、福祉健康局の委託金額割合が委託件数割合以上に大きいのは、(社福)金沢市社会福祉協議会や(社)金沢市医師会に対する1億円以上の委託料が7件・合計1,376,051千円含まれているためである。

(3) 会計別分析

件数	件数割合	金額	金額割合
一般会計	1,777	13,383,095	90.9%
特別会計	155	1,343,843	9.1%
計	1,932	14,726,938	100%

上記表のとおり、委託件数、委託金額とも一般会計が90%以上を占めている。

なお、特別会計とは、金沢市営地方競馬事業費特別会計、金沢市市街地再開発事業費特別会計、金沢市公共用地先行取得事業費特別会計、金沢市工業団地造成事業費特別会計、金沢市農村下水道事業費特別会計、金沢市住宅団地建設事業費特別会計、金沢市駐車場事業費特別会計、金沢市国民健康保険費特別会計、金沢市老人保健費特別会計、金沢市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計、金沢市介護保険費特別会計である。

(4) 事業開始時期分析

	件数	件数割合	金額	金額割合
平成19年度	602	31.2%	1,927,735	13.1%
平成18年度	166	8.6%	2,189,524	14.9%
平成17年度	78	4.0%	1,390,269	9.4%
平成16年度	51	2.6%	1,047,778	7.1%
平成15年度以前	1,035	53.6%	8,171,632	55.5%
計	1,932	100%	14,726,938	100%

平成15年度以前の事業開始が、件数・金額とも過半数を占めている。

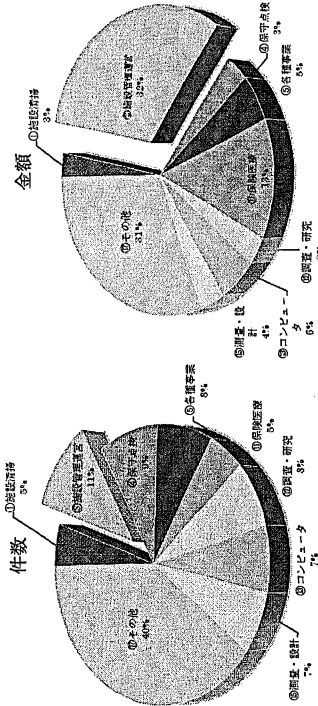
(5) 委託業務の種類別分析

	件数	件数割合	金額	金額割合
①施設清掃	100	5.2%	460,008	3.1%
②施設警備	63	3.3%	164,684	1.1%
③施設管理運営	219	11.3%	4,740,137	32.2%
④保守点検	174	9.0%	486,334	3.3%
⑤各種事業	155	8.0%	781,898	5.3%
⑥運送・送達	29	1.5%	304,509	2.1%
⑦ごみ処理	21	1.1%	47,621	0.3%
⑧除草・消毒	56	2.9%	101,654	0.7%
⑨害虫駆除	25	1.3%	40,142	0.3%
⑩物品製作	25	1.3%	50,118	0.3%
⑪保険医療	97	5.0%	1,934,089	13.1%
⑫調査研究	145	7.5%	450,910	3.1%
⑬コンピュータ	139	7.2%	788,978	5.4%
⑭請負工事	58	3.0%	323,261	2.2%
⑮測量・設計	132	6.8%	496,904	3.4%
⑯コンサルテーション	46	2.4%	153,821	1.0%
⑰その他	448	23.2%	3,401,870	23.1%
計	1,932	100%	14,726,938	100%

委託業務を種類別に分類してみると、委託件数については特に件数割合の高い業務は認められない。

しかし、委託金額については、③施設管理運営と⑩保険医療が著しく大きい。③施設管理運営の委託金額が大きい主な理由は、指定管理者制度に基づく公の施設の管理運営の委託が含まれているためである。

なお、⑰その他には、人材・労働者派遣業務、特殊な清掃・洗浄業務等が含まれている。

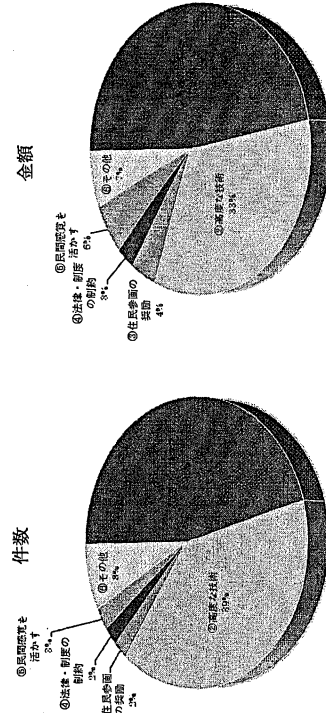


(6) 委託理由別分析

	件数	件数割合	金額	金額割合
①業務の効率化	1,120	46.0%	8,963,203	47.3%
②高度な技術	944	38.8%	6,269,833	33.1%
③住民参画の奨励	53	2.2%	730,865	3.9%
④法律・制度の制約	55	2.3%	533,401	2.8%
⑤民間感覚を活かす	66	2.7%	1,121,289	5.9%
⑥その他	196	8.0%	1,324,641	7.0%
計	2,434	100%	18,943,232	100%

アンケートでは、一つの委託契約で複数の委託理由が考えられるため、複数回答可としたことから、件数・金額とも合計は実際よりも多くなっている。

委託理由で大きな割合を占めているのは、①業務の効率化及び人件費等その他の経費の節減と、②知識・技術の高度化により直営による対応が困難なため、件数・金額とも80%以上を占めている。

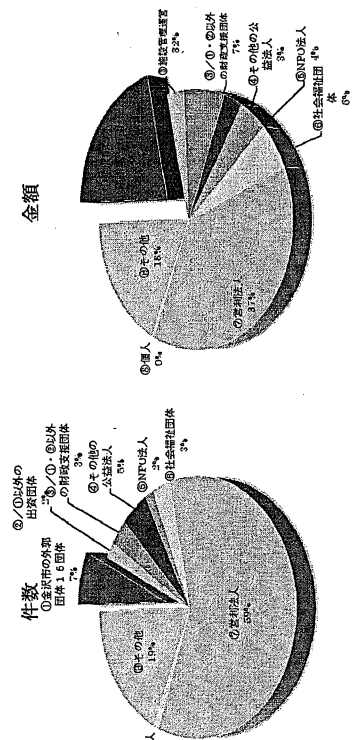


(7) 委託契約先の分類

委託契約先				金額	
委託契約先	件数	件数割合	金額	金額割合	金額割合
① 金沢市の外郭団体16団体	139	7.2%	3,195,698	21.7%	21.7%
② ①以外の出資団体	40	2.1%	401,403	2.7%	2.7%
③ ①・②以外の財政支援団体	66	3.4%	972,258	6.6%	6.6%
④ その他の公益法人	93	4.8%	452,852	3.1%	3.1%
⑤ NPO法人	29	1.5%	635,108	4.3%	4.3%
⑥ 社会福祉団体	58	3.0%	830,301	5.6%	5.6%
⑦ 営利法人	1,132	58.6%	5,475,462	37.2%	37.2%
⑧ 個人	17	0.9%	58,330	0.4%	0.4%
⑨ その他	358	18.5%	2,705,526	18.4%	18.4%
計	1,932	100%	14,726,938	100%	100%

委託契約先を分類してみると、委託件数・委託金額とも⑦営利法人が最も大きな割合を占めている。しかし、委託件数では7.2%にすぎない①金沢市の外郭団体16団体が、委託金額では21.7%を占めており著しく大きくなっている。さらに、①以外の出資団体、①・②以外の財政支援団体（補助金・交付金等を受けている団体）を加えると、委託金額の3分の1近くに達する。これは、①金沢市の外郭団体16団体に対する指定管理者制度に基づく委託件数が24件・委託金額合計2,675,317千円があるためである。

なお、⑨その他には、実行委員会、研究会などの同業者団体、(社)金沢市医師会や(財)石川県成人病予防センターなどの社団・財団、石川県などの他自治体のほか雑多なものが含まれている。



(8) 契約方法の分類

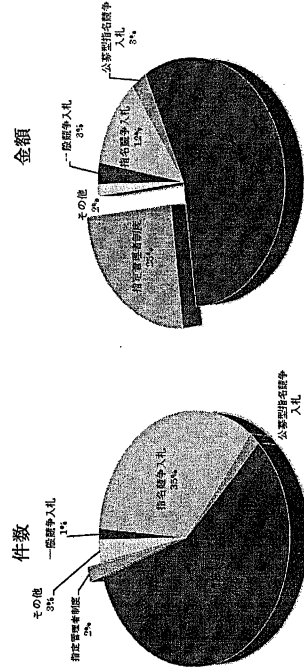
契約方法				金額	
契約方法	件数	件数割合	金額	金額割合	金額割合
一般競争入札	30	1.6%	447,664	3.1%	3.1%
指名競争入札	669	34.6%	1,791,892	12.2%	12.2%
公募型指名競争入札	33	1.7%	418,137	2.8%	2.8%
随意契約	1,104	57.1%	8,103,853	55.0%	55.0%
指定管理者制度	39	2.0%	3,724,087	25.3%	25.3%
その他	57	3.0%	241,305	1.6%	1.6%
計	1,932	100%	14,726,938	100%	100%

地方自治法によると、地方公共団体が契約の相手方を決定する方法について、一般競争入札が原則で、政令に定める要件を具備したときに限り指名競争入札、随意契約、又はせり売りの方法によることができるとされている。

これは、競争性が担保されないと、契約金額が高止まりしてしまい経費の削減につながらないためである。

金沢市の場合、原則である一般競争入札は委託件数で1.6%、委託金額でも3.1%にすぎない。また、競争がほとんど行われぬ随意契約が委託件数でも委託金額でも過半数を占めている。

次いで、委託件数では指名競争入札が3分の1超を占めているが、委託金額では15%を占めるにすぎなくなる。委託金額で随意契約に次いで大きな割合を占めているのは、指定管理者制度である。委託件数では2%に過ぎないものが、委託金額では25.3%を占めている。



(10) 一般競争入札の場合の応札者の数

単位：千円

応札者数	件数	件数割合	金額	金額割合
2者	2	6.7%	45,874	10.2%
3者	1	3.3%	25,295	5.7%
4者	2	6.7%	36,855	8.2%
5者	3	10.0%	46,418	10.4%
6者	4	13.3%	45,889	10.3%
7者	2	6.7%	40,798	9.1%
8者	5	16.6%	54,877	12.3%
9者	2	6.7%	13,161	2.9%
10者	3	10.0%	59,016	13.2%
11者以上	6	20.0%	79,481	17.7%
計	30	100%	447,664	100%

一般競争入札の場合の応札者数は、多ければ多いほど競争性が担保される。10者以上の応札者があったものが委託件数では30%、委託金額では30.9%であった。しかし、金沢市規模の都市では、業者の数が限られるという事情があるのかもしれないが、2～3者しか応札者がなかったものも、委託件数で10%、委託金額では15.9%あった。

(11) 指名競争入札の場合の応札者の数

単位：千円

応札者数	件数	件数割合	金額	金額割合
2者	21	3.1%	66,548	3.7%
3者	20	3.0%	35,213	2.0%
4者	31	4.6%	75,050	4.2%
5者	39	5.8%	101,436	5.7%
6者	218	32.6%	272,884	15.2%
7者	38	5.7%	101,446	5.7%
8者	206	30.8%	604,685	33.7%
9者	10	1.5%	34,890	1.9%
10者	72	10.8%	399,518	22.3%
11者以上	14	2.1%	100,222	5.6%
計	669	100.0%	1,791,892	100.0%

指名競争入札の場合の応札者数も、多ければ多いほど競争性が担保される。ところどころで、金沢市の規則によれば指名競争入札の場合、指名する者の数は原則3人以上となっているが、上記アンケート結果では、委託件数で3.1%、委託金額で3.7%が2者しか応札者がいないこととなっている。

(9) 委託契約期間

単位：千円

委託契約期間	件数	件数割合	金額	金額割合
長期継続契約7年	16	0.8%	13,252	0.1%
長期継続契約6年	3	0.2%	1,713	0.0%
長期継続契約5年	218	11.3%	996,032	6.8%
長期継続契約4年	11	0.5%	86,795	0.6%
長期継続契約3年	30	1.6%	155,766	1.1%
長期継続契約2年	5	0.3%	34,334	0.2%
長期継続契約以外	1,649	85.3%	13,439,046	91.2%
計	1,932	100%	14,726,938	100%

委託契約期間の大部分は1年以内の契約であるが、5年程度の長期継続契約が委託件数で11.3%、委託金額で6.8%を占めている。これは、平成16年に地方自治法が改正され、「その他政令で定める契約」について長期継続契約が可能となったためである。

平成16年11月、改正地方自治法施行令第167条の17「翌年度以降にわたり役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上、翌年度以降にわたり契約を締結しなれば契約に係る事務に支障を及ぼすものうち条例で定めるもの」を受け、金沢市では委託契約について、

- ① 施設の清掃及び警備に関する委託契約
- ② 施設の設備機器の運転及び保守管理に関する委託契約
- ③ 労働者派遣契約
- ④ 給食調理及び給食配送に係る委託契約
- ⑤ 庭園の維持管理に関する委託契約
- ⑥ 医療事務に係る委託契約
- ⑦ 医療機器の保守に関する委託契約
- ⑧ 施設の警備（機械警備を除く）に付随する使用料の徴収又は収納に関する委託契約

を長期継続契約できることとしている。  
また、長期継続契約の締結については、契約の種類に応じ、7年以下の最長制限期間を設けている。



し、審査の結果に基づき、入札に参加する者を指名する方式の入札であり、指名競争入札の前段階に「公募」手続きが加わるものである。

公募型指名競争入札の対象業務について、委託件数では、⑤機械警備業務、庭園等の管理業務、給食調理及び配送業務が過半数を占めており、次いで③予定価格が1,000万円以上のコンサルタント業務及びシステム開発業務が続いている。一方、委託金額では、⑨予定価格が1,000万円以上のコンサルタント業務及びシステム開発業務が過半数を占めており、次いで⑥機械警備業務、庭園等の管理業務、給食調理及び配送業務が続いている。

いずれにしても、公募型指名競争入札は件数・金額とも少ない。

(14) 随意契約の場合の見積業者の数

単位：千円				
見積業者数	件数	件数割合	金額	金額割合
1者	846	76.6%	4,175,580	42.7%
2者以上	12	1.1%	94,263	0.2%
省略	246	22.3%	3,834,010	57.1%
計	1,104	100%	8,103,853	100%

随意契約の場合に、どれだけの業者から見積りを取っているかを調査した結果、2者以上の見積りを取っている場合が、委託件数で1.1%、委託金額で0.2%であった。随意契約は例外的な方法であるから、適正な契約額を得るため、価格による競争性の原則を導入する理念に基づき、2人以上の者を選定し見積書を徴することが金沢市の原則となっている。

しかし、1者しか見積りを取らない単独随意契約が委託件数で76.6%、委託金額で42.7%であった。なお、既に単価契約が締結されている等の理由で見積りが省略されている随意契約は、委託件数で22.3%、委託金額で57.1%であった。

(15) 随意契約の理由

地方自治法施行令第167条の2第1項各号

- ① 契約の種類により定められた限度額の範囲内
- ② 契約の性質又は目的が競争入札に適しない。
- ③ 福祉関係法に規定する福祉施設等において制作された物品を規則で定める手続により買入れられる契約及びシルバークーパー人材センター等から規則で定める手続により役務の提供を受ける契約
- ④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図るものとして総務省令で定めるところにより、買入れられる契約をすること。
- ⑤ 緊急の必要により入札に付すことができないとき。
- ⑥ 入札に付すことが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みのあるとき。
- ⑧ 入札者や落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

(12) 指名競争入札とした理由

① 地方自治法施行令第167条第1号  
 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。

② 地方自治法施行令第167条第2号  
 その性質又は目的により、競争に加わらざるべき者の数が一般競争入札に付す必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。

③ 地方自治法施行令第167条第3号  
 一般競争入札に付すことが不利と認められるとき。

④ その他

単位：千円				
理由	件数	件数割合	金額	金額割合
①	506	75.6%	1,420,004	79.3%
②	161	24.1%	369,725	20.6%
③	2	0.3%	2,163	0.1%
④	0	0.0%	0	0.0%
計	669	100%	1,791,892	100%

指名競争入札とした理由で最も多いのは、①契約の性質又は目的が一般競争入札に適しないとしたものが、委託件数、委託金額とも4分の3程度を占めている。

指名競争入札とした理由で次に多いのは、②その性質又は目的により、競争に加わらざるべき者の数が一般競争入札に付す必要がないと認められる程度に少数であるときであり、委託件数、委託金額とも20%以上を占めている。この2つの理由が大部分であり、ほかの理由はほとんどない。

(13) 公募型指名競争入札の対象業務

- ① 市長が実施する必要があると特に認めた建設工事
- ② 予定価格が300万円以上の印刷物
- ③ 予定価格が1,000万円以上のコンサルタント業務及びシステム開発業務
- ④ 予定価格が300万円以上の冊子企画・制作・印刷業務
- ⑤ 機械警備業務、庭園等の管理業務、給食調理及び配送業務
- ⑥ その他

単位：千円				
対象業務	件数	件数割合	金額	金額割合
①	1	3.0%	22,850	5.5%
②	1	3.0%	2,947	0.7%
③	9	27.3%	246,330	58.9%
④	3	9.1%	15,831	3.8%
⑤	17	51.5%	113,997	27.2%
⑥	2	6.1%	16,182	3.9%
計	33	100%	418,137	100%

公募型指名競争入札とは、指名競争入札に参加するのに必要な資格を有する者のうちから、当該業務についての経験又は技術的適性の有無に関する情報を募集

(17) 委託先からの再委託の有無  
委託契約先からの50%以上の業務の再委託の有無

単位：千円

再委託の有無	件数	件数割合	金額	金額割合
再委託あり	56	2.9%	620,271	4.2%
再委託なし	1,719	89.0%	12,493,264	84.8%
不明	157	8.1%	1,613,403	11.0%
計	1,932	100%	14,726,938	100%

委託契約先から50%以上の業務を再委託していない割合が、委託件数・委託金額とも大部分を占めている。しかし、50%以上の再委託があり、委託金額とも10%以上になる委託の有無が不明を合計すると、委託件数・委託金額とも10%以上になる。

金沢市の財務規則でも一括再委託は禁止されているが、業務委託内容によっては、本質的ではない業務の一部を再委託する必要性もあるので、金沢市の事前の承認があれば再委託できることになっている。しかし、明確な承認基準はなく、再委託割合も明確に把握していない。

さらに、個別案件の監査で判明したことであるが、「再委託なし」と回答があったものの中でも再委託している場合もあった。実際には再委託の件数・金額とももう少し多くなる可能性がある。

(18) 委託業務の完了検査  
業務完了報告書の提出を受けながら、検査・検収をすることが考えられるために、複数回答を可とした。

単位：千円

完了検査の方法	件数	件数割合	金額	金額割合
現場での検査	266	9.6%	1,053,090	5.8%
成果品の検収	535	19.3%	2,286,256	12.6%
業務完了報告書	1,873	67.4%	14,003,058	77.3%
その他	103	3.7%	775,211	4.3%
計	2,777	100%	18,117,615	100%

委託業務の完了後、現物がある場合には検収を実施し、作業の場合は現場でとアリング・チェックシートによる検査を実施する。それとともに、業務完了報告書の提出を受けている場合が多い。

しかし、形式にとらわれるあまり業務完了報告書1枚で済ませている場合も多い。

業務完了報告書は次頁の形式である。

単位：千円

理由	件数	件数割合	金額	金額割合
①	15	1.4%	31,974	0.4%
②	998	90.4%	7,812,693	96.4%
③	66	6.0%	191,866	2.4%
④	0	0.0%	0	0.0%
⑤	8	0.7%	25,914	0.3%
⑥	6	0.5%	5,592	0.1%
⑦	2	0.2%	10,254	0.1%
⑧	9	0.8%	25,560	0.3%
⑨	0	0.0%	0	0.0%
計	1,104	100%	8,103,853	100%

随意契約の理由について、委託件数・委託金額とも②契約の性質又は目的が競争入札に適しないが圧倒的に大きい。特に、委託金額では96%に達している。

なお、①契約の種類により定められた限度額の範囲内を回答したもののうち、2者以上の見積りを実施したものはなかった。

また、②契約の性質又は目的が競争入札に適しないを回答したもののうち、当該事業の該当理由を調査した。

- ① 特殊な技術やノウハウを有する者との契約
- ② 特定の設備・機器、シエアー等を有するものと契約する場合
- ③ 継続性が求められる業務の場合
- ④ 政策的理由による場合
- ⑤ その他

単位：千円

理由	件数	件数割合	金額	金額割合
①	616	61.7%	5,011,779	64.1%
②	144	14.5%	655,779	8.4%
③	93	9.3%	526,603	6.7%
④	46	4.6%	436,628	5.6%
⑤	99	9.9%	1,191,904	15.2%
計	998	100%	7,822,693	100%

随意契約の理由で②契約の性質又は目的が競争入札に適しないを回答したものうち、さらに、その理由を調査した結果は、委託件数・委託金額とも①特殊な技術やノウハウを有する者との契約を挙げたものが6割程度に達した。

加えて、③福祉関係法に規定する福祉施設等において制作された物品を規則で定める手続により買い入れる契約及びシルバー人材センター等から規則で定める手続により役務の提供を受ける契約を回答した場合の当該事業の該当理由を調査したところ、シルバー人材センターから役務の提供を受ける契約をする場合がほとんどであった。

(16) 随意契約とした時期  
当該事業を開始した時からがほとんどである。

委託業務について、③経済性や効率性の観点からの事後評価を特に実施していない割合は、委託件数・委託金額とも20%から30%を占めている。  
 多くは、当期実績を次期予算見積計算に反映しているだけであり、毎期同額程度の予算の計上・その執行をしているに過ぎないのではないか。  
 また、②当該事業の外部委託を続けるか毎期検討しているのは、委託件数・委託金額とも10%程度である。

#### 第4 実施した監査手続とその結果の記載方法

##### 1. 監査手続

当初支出負担行為額が50万円以上の委託業務1,932件について、アンケート調査を実施した。

次に、アンケート調査した業務委託から、金額的重要性を考慮しながら、業務の種類別に約100件を抽出し、支出負担行為何書等を閲覧するとともに、担当課へのヒアリングを実施した。

さらに、調査の必要があると思われるもの42件を抽出し、個別調査案件として必要に応じて現場視察、出納簿閲覧、現預金実査、原始証拠との突合等を実施した。なお、個別調査案件について使用したチェックシートは次頁のとおりである。

##### 2. 監査結果の記載方法

総論、各論に区分して記載することとした。

総論においては、契約方法別に現状を把握し、その問題点の抽出を行い、全委託案件に共通する問題点を抽出するとともに、各論総括をあわせて記載した。

各論においては、個別調査案件42件のうち、特に問題のあるもの及び全委託案件に共通する問題点として、指摘又は意見等を記載しなければならなかった29件を取り上げ、特に記載すべきことのないものは割愛した。

業務結果報告書(完了届)		業務
1. 業務名		
2. 業務期間	平成 年 月 日より 平成 年 月 日まで	
3. 金額	¥	
上記業務を完了したので報告します。		
平成 年 月 日	住所 金沢市	印
(あて先) 金沢市長	氏名 株式会社	印
	代表取締役社長	印

金沢市の財務会計ハンドブックでは、上記完了届の提出を受けた日から10日以内に、金沢市の委託契約の完了検査が実施される。それを受けて、支出命令書が作成され、会計課で支払いが行われる。業者にとっては、金沢市から支払いを受けるために必須の書類となっている。

##### (19) 委託業務の事後評価

委託料の実績を毎期の次期予算見積計算に反映しつつ、当該事業の外部委託を続けるか毎期検討している場合も考えられるので複数回答可とした。したがって、合計は多くなっている。

- ①委託料の実績を、毎期の次期予算見積計算に反映している。
- ②当該事業の外部委託を続けるか毎期検討している。
- ③経済性や効率性の観点からの事後評価は特に実施していない。
- ④その他

単位：千円

事後評価	件数	件数割合	金額	金額割合
①	1,274	61.8%	8,067,402	49.2%
②	176	8.6%	1,928,088	11.8%
③	436	21.2%	4,717,208	28.8%
④	174	8.4%	1,678,551	10.2%
計	2,060	100.0%	16,391,249	100.0%

第5 監査の結果(総論)

1. 予算の正確性について

前述したアンケート調査の中では、委託業務の当初予算額と決算額(支出済額)についても調査を実施している。

これは、各委託業務において事後評価を実施し、次期以降の委託料の見積り等に反映させ、正確な予算の計上に努めているかを監査しようとしたもので、特に当初予算額と決算額との差が大きいもの等を抽出のうえ、ヒアリング等を実施したものである。

ヒアリング等を実施した委託事業においては、予算額の過不足について補正予算により対応しているものと、予算の流用により対応しているものが存在していた。

なお、金沢市は年間総合予算主義を採用し、6月議会では国庫補助内示に伴う増額分以外は予算の補正を行わないこととしており、懸案のある事項については、事務・事業の経過問題点を整理することとしている。

9月、12月、3月の各議会に提出する補正予算は、補正前の予算との関係を正しく把握し、適正な額で必要な時期に、補正予算要求書を財政課へ提出することとしており、補正予算の要求は、決算見込に基づく「既決更正」と追加需要の「追加補正」の2本立てで調整されている。

「既決更正」とは、補正予算要求書提出時点の歳出の現計予算が余る見込の場合、その余る額を減額するもので、「追加補正」とは要求書提出時点の歳出の現計予算が不足する見込の場合又は全くない場合に、その不足額又は所要額を追加するものをいう。

また、予算の流用とは、予算の編成後の事由に基づいて目又は節若しくは細節の金額に過不足が生じた場合に、それぞれの予算現額を相互にやりとりをし、執行の確保を図るものであり、予算の補正を伴わないで、予算執行上の処理として行うものである。

予算の執行については、地方自治法第220条第2項において、「歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各款の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。」とされている。

つまり、款の間にはわたる流用は認められておらず、予算額に過不足があれば、補正予算によって措置するしかない。しかし、項については、原則的に流用は禁止されているが、予算で定めた項の経費の金額については、流用が認められているということである。

各款の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができると定められているのは、項の経費の金額といえども軽微なもの、定型的なものについては、普通地方公共団体の長が必要に応じて流用できる範囲をあらかじめ予算として定めておくことにより、行政運営の円滑化を図ろうとするものである。

委託料チェックシート

課:

所管部署:

事業名称

分類	No	問題なし	問題あり	N/A
業務委託理由	1	委託を適正した理由は適正か		
	2	委託の効率化		
	3	人件費他経費の削減		
	4	知識等の高麗化による直営での対応困難		
	5	住民参加奨励		
	6	法律・制度等の制約		
契約方法	7	市民サービスの向上		
	8	その他		
	9	委託先の選定方法は適正か		
	10	一般競争入札		
	11	指名競争入札		
	12	指定制約		
入札の妥当性	13	指定管理者制度		
	14	その他		
	15	委託料金額の決定は適正か		
	16	応札業者数とその金額は妥当か		
	17	予定価格は妥当か		
	18	不当な参入制限はないか		
対償性	19	指利率が一位不動産の状況、予定価格内1社、落札の価格性の有無		
	20	その他		
	21	委託料の積算計算は適正か		
	22	積算率があるか		
	23	積算率の仕事量(年間延べ日数等)は妥当か		
	24	委託業務とは直接関係のない別の件費の混入はないか(委託料に出自者や別の管理人員費を参入していないか)		
再委託	25	事務費を事業費に一律の事務費比率を付けて算定していないか		
	26	委託料算定根拠単価は毎年見直ししているか		
	27	その他		
	28	委託先が実働にその業務を行っている実態があるか		
	29	再委託(マル投)していないか		
	30	マル投だけでなく、1,000万円以上の清掃・保守点検・修繕について、所管課の予めの承諾を得ているか		
事後評価	31	委託に出したはずの仕事を市の職員が行っていないか		
	32	委託先が、市の財政支援団体の(外部団体を含む)のケースで、一部業務再委託を所管課はモニタリングしているか		
	33	その他		
	34	委託の結果を把握しているか		
	35	当初の行政目的(委託を選択した理由)は達成されているか		
	36	委託内容の見直しを毎年実施しているか		
必要性	37	成果品をどのように活用しているか		
	38	その他		
	39	市が本主に当該委託業務を行う必要性があるのか		
	40	採算を度外視した委託事業にならないか		
	41	委託先団体への運営費補助(人件費)が混入していないか		
	42	委託先が、市の財政支援団体の(外部団体を含む)のケースで、職員の雇用を維持するための委託にならないかどうか		
	43	類似する委託事業はないか		
	44	類似する委託事業との統合の必要性はないか		
	45	類似する委託事業との統合の必要性はないか		
	46	その他		

なお、金沢市における予算の流用は課長の専決事項となっているが、補正予算による対応をすかないかは、財政課による金額基準(100万円)の指導があり、このことについて、財政課発出の「12月補正平成20年定例第四回補正予算要求書の提出について」という文書を読覧し、概ね100万円が基準となっていることを確認した。

そこで、予算の流用については、100万円以内であれば他の予算枠(余剰)を使用することになるため、平成17年度から平成19年度までの決算書を読覧したところ、目の間にわたる流用が見られた。(一般会計及び特別会計における歳入歳出決算事項別明細書各科目別備考欄に流用の旨と金額の記載あり)

ただし、目の間にわたる流用の運用については、過去3年間の決算書を読覧する限り特に常態化しているわけではなく、運用に関しても必ず財政課との合議によって、財政課の承認を得て行われていることが、ヒアリング及び関係資料の閲覧で確認できた。

加えて、各委託業務のヒアリングにおいて、次のような状況が確認できたので記載しておく。

(1) 当初予算額と決算額との差が大きいものについては、競争入札案件では入札による差額を確認した。また、随意契約案件では契約書の変更内容等を確認した。さらに、予算の流用が行われたものについてはその理由と運用が適宜・適切に行われているか、財政課合議資料等を閲覧検証した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

(2) 予算計上金額と契約額、支出済額の全てが一致していたとしても、それだけで予算計上金額が適正であるとはいえないケースがある。

仕様が実態に合わなくなっているにもかかわらず、設計変更や予定価格の見直しが行われないうまま、前年度実績の安易な踏襲や契約相手先との長期にわたる1者随意契約が行われている結果として、予算と実績が一致しているケースもあるからである。

ただし、上記要因は多様であるため、予算の正確性の検討項目とはせず、後述する「対価としての妥当性について」において考察する。

(3) 「金沢・世界工芸フォーラム」開催準備委託(124～127頁参照)については、平成18年度には不執行となっており、平成19年度においても、当初予算額と大幅に乖離した決算額であったことから、当初の予算計上額が正しかったのかは疑問であり、前例踏襲による予算計上を否定できない。

しかしながら、平成22年度からは「金沢・世界工芸トリエンナーレ」として新たに開催が予定され、現在開催内容等について協議を進めているなど、政策的な部分もあるため指摘・意見としての記述は省略した。

## 2. 競争入札について

地方公共団体が締結しようとする契約の相手方を決定する方法は、一般競争入札が原則であり、政令で定める場合に該当するとき、指名競争入札、随意契約、又はせり売りの方法によることができる(地方自治法第234条第2項)

以下、競争入札(一般競争入札、指名競争入札)に限定して述べる。

### (1) 一般競争入札

一般競争入札とは、不特定多数の参加を求め、有利な価格で申込をした者を契約の相手方とする方法である。

入札参加条件は広く公開され、これを満たす者は公平に入札に参加できることから、最も競争性、経済性に優れた方法である。

しかし、不良・不誠実者の混入、ダンピングによる優良業者の排除、業務の品質の悪化が生じる恐れがある。それを防止しようとするれば、審査・監督のコストが膨大になるマイナス面もある。

そのため、地方公共団体が締結しようとする契約の相手方を決定する方法は一般競争入札が原則となっているが、実際は極めて少ないのが現状である。

一般競争入札では、資力、信用等のある者が落札者となることから、地方自治法第234条第6項及び地方自治法施行令第167条の4、第167条の5、第167条の5の2及び第167条の6で入札参加者の要件等を定めることができるとしている。

このことから、金沢市では「制約付き一般競争入札」を実施しており、地方自治法及び同法施行令に基づき、金沢市契約規則第2条及び第3条に入札参加者の資格等、入札の公告について定めている。

また、委託業務については、「金沢市役務に係る制約付き一般競争入札実施要綱」を定め、具体的な参加資格要件を規定しており、その内容は以下のとおりとなっている。

- ① 役務等の業務に係る入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- ② 指名停止期間中でないこと。
- ③ 監理課長が業務ごとに、次に掲げる事項につき、金沢市契約規則第50条の規定により設置された金沢市入札契約手続審査委員会に諮って定めた基準に適合していること。

ア 対象業務についての本市役務の入札参加資格業種

イ 対象業務の業種に係る役務等に係る契約事務取扱要領に規定する総合審査数値

ウ 対象業務に係る業種の営業所の所在地

エ 対象業務と同種又は類似の業務の元請け実績の内容

オ 対象業務に必要な資格及び経験を有する技術者の状況

カ その他業務の発注及び履行について必要な事項

また、金沢市の制約付き一般競争入札の手続きの概要等については、まず、業務期間、業務概要、入札参加条件、入札日等を公告し、その公告を見た一般競争

入札参加希望者が申請書と必要書類を提出し、発注者がそれらの審査・確認を行う。

そして、審査の結果、入札参加条件を満たし参加資格を有すると確認とされた入札参加申請者は、自由に入札に参加することができるものとしている。

(2) 指名競争入札

指名競争入札とは、資力、信用、その他について適当と認められる特定多数の者を指名し、それらの者を入札の方法によって競争させ、地方公共団体にとって最も有利な価格を提示した者を契約の相手方とする方法である。

指名競争入札は、政令で定める要件を満たす場合に限り行うことができる。

地方自治法施行令第167条の規定は以下のとおりである。

- ① 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約で、その性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
  - ② その性質又は目的により、競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
  - ③ 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。
- 指名競争入札では、まず、発注者が予め入札参加希望者の資格審査を実施し、入札参加有資格者名簿を作成する。そして、その名簿に記載された者のうち、業種ごとに契約予定金額をもとに有資格者名簿の中から入札参加者を多数指名し、競争入札を行っている。

金沢市においては、金沢市契約規則第17条、第18条及び第19条に参加者の資格、指名基準、指名について規定している。委託業務については、「役務等に係る契約事務取扱要領」に指名基準を定めており、以下の事項を考慮することとなっている。

- ① 不誠実な行為の有無、その他信用状態
  - ② 当該業務に対する法令の規定による許可・認可等の有無
  - ③ 当該業務に対する法令の規定による資格者の有無
  - ④ 業務成績
  - ⑤ 当該業務に対する地理的条件
  - ⑥ 当該業務に必要とする機器の保有状況
  - ⑦ 市税納付の有無
  - ⑧ 落札して契約を締結しなかった事実の有無
  - ⑨ 申請書及び添付書類に関する虚偽の事実記載の有無
- 指名競争入札は、競争性を維持しつつ、一般競争入札のマイナス面である不良・不誠実者の混入の排除、業務の品質の維持、審査・監督のコストの低減化を図ることが可能である。
- しかし、指名が偏ったり、指名業者数が少なかった場合は、十分な競争性が担保されているとはいえない。(指名数については、金沢市契約規則第19条の規定では3人以上、ただし3人以上を指名することが困難な場合はこの限りでないとしている)

また、毎年度、同じ業者指名を続けている場合は談合の危険性もないとはいえない。

なお、指名業者数について「役務等に係る契約事務取扱要領」で、より具体的に下表のように定義している。

業務の予定金額	指名業者数
40万円を超え50万円以下	おおむね3者
50万円を超え200万円以下	おおむね6者
200万円を超え500万円以下	おおむね8者
500万円を超える	おおむね10者

ただし、業務によっては、指名が偏ったり、指名業者数が「役務等に係る契約事務取扱要領」に規定する指名業者数より少ない場合が見受けられる。

不調随意契約

金沢市契約規則では、入札の限度として第11条に再度入札は1回と規定している。2回目の入札で落札者がいない時には、原則として指名業者を変えて、再度指名競争入札を行うが、例外的に地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、入札不調による随意契約(いわゆる不調随意契約)に移行することもできる。国及び他の中核市においても入札は2回までが主流となっており、回数をいわずに増やせば、落札率が高くなるかもしれない。

しかし、予定価格を予め把握できない時、業者は他の指名業者と示し合わせて相互の入札額を調整し、不調随意契約に持ち込もうとする可能性も考えられないわけではない。

したがって、安易に不調随意契約へ移行することのないように、再度入札等の方法をより積極的に活用することも検討する必要があるのではないだろうか。

公募型指名競争入札

公募型指名競争入札とは、指名競争入札に属する入札方法であるが、手続きが異なる。

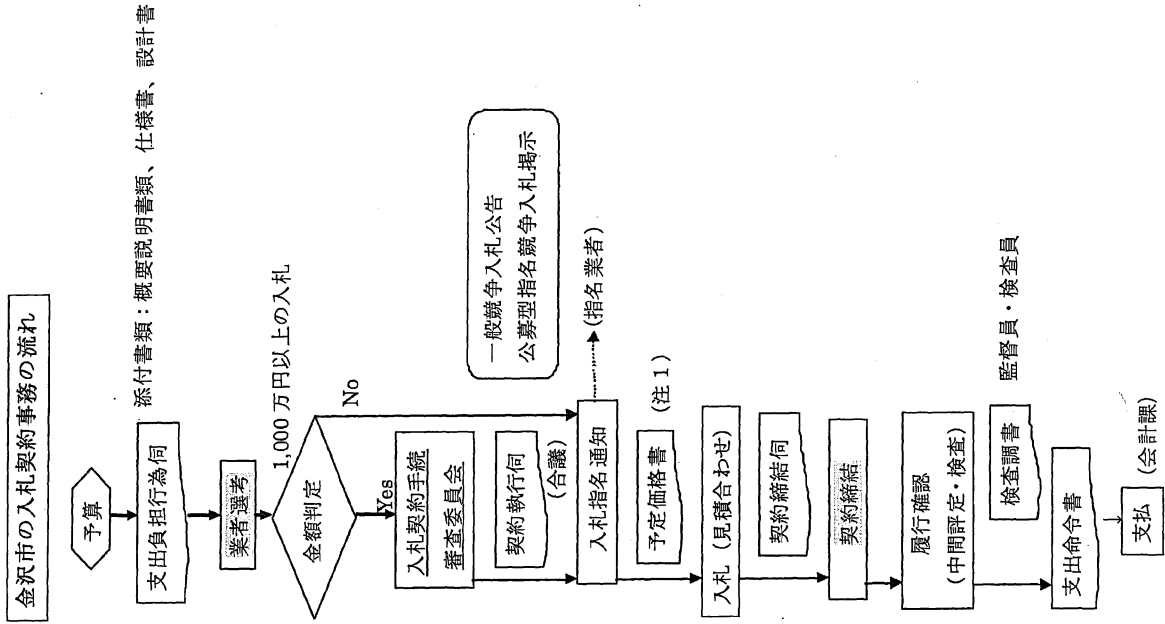
具体的には参加資格要件を定め、かつ、当該業務についての経験又は技術的適性に関する情報を募集し、審査結果に基づき入札参加者を指名し、それらの者を入札の方法によって競争させ、地方公共団体にとって最も有利な価格を提示した者を契約の相手方とする方法である。

金沢市においては「金沢市役務に係る公募型指名競争入札実施要綱」を定め、対象業務、手続きについて規定している。

金沢市の公募型指名競争入札の対象業務は以下のとおりである。

- ① 予定価格が300万円以上の印刷物
- ② 予定価格が1,000万円以上のコンサルタント業務及びビジネス開発業務
- ③ 予定価格が300万円以上の冊子企画・制作・印刷業務
- ④ 機械警備業務、庭園等の管理業務、給食調理及び配送業務

⑤市長が必要があると特に認めた場合  
公募型指名競争入札は、公募手続がある分、単なる指名競争入札よりも競争性に優れている。  
なお、金沢市においては原則参加条件を満たす者を全員指名していることから、制約付き一般競争入札と同様の取扱いとなっている。



- ・ 予定価格が1,000万円以上の労働者派遣業務、金沢市条例に基づく長期継続契約に係る業務、情報システムの開発業務、コンサルタント業務、予定価格が300万円以上の冊子等企画印刷業務

- 低入札価格調査基準価格
- ・ 低入札価格調査基準価格は、予定価格の10分の8.5から3分の2の間で設定される。

**入札保証金**

入札保証金とは、入札執行時において落札者を決定する際に、落札者をして契約を締結すべき義務を担保しようとするために、予めすべての入札者に納付させる保証金をいう。

金沢市では、入札者の入札金額の5%以上の額となっている。入札保証金は、入札者にとって資金の調達等負担が大きいため、国債等の債券・定期預金・金融機関の保証等の代替や、一定の場合の納付免除も認められている。

**入札契約手続審査委員会**

工事の請負契約等の請負業者の選定の公正を確保し、入札及び契約の制度の改善に係る施策を検討するために、金沢市副市長以下、総務局長、農林部長、都市整備局長、土木部長、公営企業管理者、営繕課長から構成される合議制の機関(金沢市契約規則第50条、第52条)で、月2回程度開催されている。

**入札制度評価委員会**

工事の請負契約等に係る入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、学識経験等を有する者で構成される5名の委員会である。

各委員の任期は2年で、年間数回、金沢市の工事の請負契約、委託契約の中から数件抽出した案件について審議する。

金沢市のホームページ上でも審議概要が公開されているが、工事の請負契約に重点が置かれている。

**(3) 競争入札の実施担当課**

金沢市では、委託契約の種類及び金額に応じ、監理課で契約締結まで行う業務、監理課で指名業者の選考まで行う業務又は監理課への合議を必要とする業務、各担当課で業者選考から契約締結まで行う業務に分かれている。

- ① 監理課で契約の締結まで行う業務
  - ア 測量・設計等の業務(建設工事に伴うもの：特定随意契約を含む)
  - イ 建物の維持管理業務(委託契約：特定随意契約を除く)
- ② 監理課で指名業者の選考まで行う業務
  - ア 労働者派遣業務(派遣法に基づくものに限る)
  - イ システム開発業務(改修を含む)
  - ウ 会場設営業務

(注1) 予定価格とは、競争入札を行う場合において、契約金額を決定する基準としてあらかじめ定められた価格をいう。予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実際価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多寡、履行期限の長短等を考慮して適正に定められる。また、予定価格は厳正に秘密とされるが、工事の請負契約に係る予定価格は入札執行の3日前までに公表される。

予定価格の事前公表は、予定価格を探ろうとする不正行為を防止する効果が認められる一方、談合が容易に行われ落札価格が高止まりする懸念がある。

また、予定価格の事後公表は、落札価格の高止まりをチェックできなくなる可能性がある一方、以後の同種業務の予定価格を類推させるデメリットがある。

金沢市の場合、工事の請負契約に係る予定価格は事前公表されるが、委託契約に係る予定価格は公表されない。

**最低制限価格制度**

最低制限価格を設定した時は、予定価格決定書に予めこれを記載しなければならぬが、この制度は地方自治法の規定により、工事又は製造その他についての請負に係る契約以外の契約については設定することができない。

なお、最低制限価格を下回り失格のあった業務は、平成19年度監理課執行分では設計業務10件、調査業務3件、警備業務8件の合計21件であった。

金沢市契約規則では最低制限価格の設定については第15条に規定している。

対象業務及び最低制限価格については以下のとおりである。

- ・ 予定価格が4,000万円未満の工事
  - 予定価格の10分の7.5以上の額
- ・ 予定価格が130万円を超える印刷物の製造の請負
  - 予定価格の3分の2以上の額
- ・ 予定価格が50万円を超え1,000万円未満の労働者派遣業務、金沢市条例に基づく長期継続契約に係る業務、情報システムの開発業務、コンサルタント業務、冊子等企画印刷業務
  - 予定価格の3分の2以上の額

**低入札価格調査制度**

通常は予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とするが、契約の内容に適合した適正な履行を確保するために、直ちに落札者とせず、その価格により適正な履行が確保できるかどうか調査したうえで、落札者を決定する方法である。

なお、平成19年度監理課執行分では該当がなかった。

また、低入札価格調査に関しては、金沢市契約規則第14条に規定しており、対象業務及び低入札価格調査基準価格は、以下のとおりである。

○ 対象業務

- ・ 予定価格が4,000万円以上の工事



(4) 競争入札手続きの改正内容

平成17年度以降の契約手続き改正内容は、以下のとおりである。

平成17年4月	<p>制約付き一般競争入札の対象業務及び対象金額の拡充                  対象業務 ①建物維持管理業務                  ②事務用機器等リース                  ③労働者派遣</p> <p>予定価格2,000万円以上→1,500万円以上</p>
平成18年4月	<p>金沢市役務に係る制約付き一般競争入札実施要綱制定                  金沢市役務に係る公募型指名競争入札実施要綱制定</p> <p>一般競争入札の拡充</p> <p>予定価格1,500万円以上→1,000万円以上                  建物維持管理業務(機械警備を除く)、樹木等維持管理業務(庭園等の維持管理業務を除く)、労働者派遣、事務用機器等リース、ホームページ作成業務、データ入力業務、会場設営業務、マイクログラム作成業務</p> <p>公募型指名競争入札の導入</p> <p>予定価格1,000万円以上のコンサルタント業務、システム開発業務</p>
平成19年4月	<p>予定価格500万円以上の冊子・企画制作・印刷業務、庭園等の維持管理業務、給食調理・配送、機械警備業務</p> <p>公募型指名競争入札の拡充</p> <p>冊子・企画制作・印刷業務</p> <p>予定価格500万円以上→300万円以上</p>
平成20年4月	<p>一般競争入札の拡充</p> <p>予定価格1,000万円以上→800万円以上</p> <p>公募型指名競争入札の拡充</p> <p>コンサルタント業務、システム開発業務</p> <p>予定価格1,000万円以上→800万円以上</p>

(5) 長期継続同一業者落札案件

平成14年度包括外部監査で指摘した平成13年度までの長期継続同一業者落札案件160件のうち、平成16年度包括外部監査で指摘した平成16年度まで同一業者であった案件は132件であった。そのうち、企業会計分を除く115件について平成17年度から平成19年度までを追跡調査した。

平成16年度までの長期継続同一業者落札案件115件のうち、平成17～19年度も同一業者が落札している案件は76件で、構成比は66%であった。

平成13年度までの長期継続同一業者落札案件のうち、平成14～16年度も同一業者が落札している案件の構成比は82.5%であったことと比較すると、改善が進んでいることが読み取れる。

エ 冊子企画・制作・印刷業務(委託作成業務に限る)

- オ ホームページ作成業務
- カ データ入力業務(パンチ業務)
- キ マイクロフィルム等作成業務
- ク 基本計画作成等各種コンサルタント業務
- ケ 樹木等維持管理業務(除草業務含む)
- コ 建物の維持管理業務(委託契約を除く)
- サ OA機器等賃借業務
- シ レンタカー・工事用資材等借上業務
- ス 選考業者が監理課契約又は選考の対象業者と合致する業務

③ 監理課への合議を必要とする業務

ア 特定随意契約業務(上記①イ、②ア～スに関する業務に限る)

イ 特定随意契約：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第4号まで又は第6号による随意契約業務をいう。

イ 長期継続契約とする業務(初年度のみ)

長期継続契約：契約の期間が翌年度以降にわたり物品の借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、債務負担行為によらず各年度における当該予算の範囲内でその給付を受けるものをいう。

④ 各担当課契約業務

各担当課で業者の選考から契約締結まで行う業務：上記①・②・③以外の業務

これは、金沢市の契約手続きの改正（一般競争入札の拡充・公募型指名競争入札の拡充）によるためと思われる。

担当課	平成16年度 まで同一業者 ①	平成19年度 まで同一業者 ②	構成比 ②/①	平成20年度 も同一業者③
総務課	8	5	63%	5
観光交流課	2	2	100%	2
農業総務課	4	4	100%	4
市民課	7	3	43%	3
こども福祉課	2	1	50%	1
健康総務課	2	2	100%	2
リサイクル推進課	4	3	75%	3
環境政策課	5	3	60%	3
道路管理課	14	12	86%	12
内水整備課	4	2	50%	2
緑と花の課	41	20	49%	14
生涯学習課	3	2	67%	1
玉川図書館	3	3	100%	3
泉野図書館	2	2	100%	2
市立工業高校	1	1	100%	1
教育総務課	12	11	92%	11
議会事務局	1	0	0%	0
合計	115	76	66%	69

平成19年度まで同一業者が落札している76件を委託業務の種類別に区分すると、以下のようになる。

担当課	清掃	公園 樹木	機器 運転	設備保 守点検 測定	その他	合計	構成比
総務課	4			1		5	6%
観光交流課	1				1	2	3%
農業総務課			4			4	5%
市民課	2	1				3	4%
こども福祉課	1					1	1%
健康総務課	1					2	3%
リサイクル推進課	2			1		3	4%

環境政策課	2			1				3	4%
道路管理課	7			5				12	16%
内水整備課	0			2				2	3%
緑と花の課		20						20	26%
生涯学習課	1			1				2	3%
玉川図書館	1			2				3	4%
泉野図書館	1			1				2	3%
市立工業高校	1							1	1%
教育総務課	7			4				11	14%
議会事務局								0	0%
合計	31	21	6	17	1			76	100%
構成比	41%	28%	8%	22%	1%			100%	

上記表から、委託業務の種類別では清掃・公園樹木・設備保守点検測定業務で90%以上を占める。また、担当課別では、緑と花の課・道路管理課・教育総務課で過半数を占めている。

さらに、上記76件のうち、予定価格の100%で落札している案件は、以下のとおりである。

担当課	委託業務名
農業総務課	俵地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託
農業総務課	東原地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託
農業総務課	栗師谷地区等農村下水道処理施設維持管理業務委託
市民課	市民センター庁舎清掃業務委託
こども福祉課	市立保育所定期清掃業務
リサイクル推進課	西部管理センター清掃業務
リサイクル推進課	東部西部リサイクルプラザ機械等電気設備一般保守定期点検業務
道路管理課	消雪装置保守点検業務(5工区)
道路管理課	武蔵西横断地下道清掃管理業務
玉川図書館	玉川図書館昼間警備業務委託
教育総務課	共同調理場ボイラーばい煙測定検査業務

これらのうち、網掛4件は、いずれも契約方法が指名競争入札であり、平成20年度も同業者が落札している。

その他7件は、指名競争入札による平成19年度からの5年長期継続契約となつている。

逆に、平成16年度までの長期継続同一業者落札案件115件のうち、落札率の低い順に並べてみると、以下のようになる。

(単位：円)			
No.	委託業務名	落札額	落札者の変更
1	奥卯辰山墓地公園緑地管理業務	3,360,000	H17, H19
2	公園維持管理委託 3ブロック	2,100,000	H17, H18
3	街路樹維持管理委託 4ブロック	2,730,000	H17, H18
4	公園維持管理委託 20ブロック	2,730,000	H17
5	街路樹維持管理委託 27ブロック	2,415,000	H17, H18, H19
6	公園維持管理委託 7ブロック	2,079,000	H17, H18
7	街路樹維持管理委託 6ブロック	3,255,000	H17
8	公園維持管理委託 4ブロック	2,415,000	

落札者の変更がない長期継続同一業者落札案件の最高順位は8位で、1位から7位まではすべて落札者の変更があった案件であった。

各論で取り上げた指名競争入札案件においても、高い落札率で継続して同一業者が落札していたことから、より競争原理を働かせるための改善が必要である。

より制約の少ない一般競争入札・公募型指名競争入札への移行を進めるなかで、実際に監査人が検証した一般競争入札へ移行した案件では、落札率の低下が見られ改善が進んでいた。今後、入札参加資格がより制限される指名競争入札から、一般競争入札・公募型指名競争入札への移行に、より一層に努められたい。

また、毎年度違う業者が予定価格よりある程度低い価格で落札するという指名競争入札の本来の機能を十分に発揮させるためには、金沢市では、入札は2回までとして、2回目の入札を実施しても予定価格以下の入札がない場合は、不調随意契約へ移行しているが、再度入札等の方法をより積極的に活用することも1つの方法と思われる。

(6) 入札・契約事務の適正の確保について

① 予定価格の漏洩防止策

金沢市が、どのような予定価格漏洩防止策を現実採用しているのかを確認するため、予定価格書の取扱について、入札執行前、入札執行当日、入札執行後の各場合についてどのよう封印し、執行前の保管、入札時の開封及び執行後の保管の方法を質問によって確認し、併せて現場視察を実施した。

予定価格書の封印と保管については、執行前も執行後も施錠でききるキャビネットにて保管されていたが、予定価格の漏洩防止については万全の防止策が講じられなければならない。

金沢市は、事前の予定価格の公表は行っておらず、事後の公表についても単発的で継続性のないものについては情報公開条例に基づき公開しているもの、継続性のある業務については事後も非公開としている。

予定価格の公表に関して、このように入札後の予定価格書の厳重な管理体制、職ある委託業務に関しては、今以上の入札後の予定価格書の厳重な管理体制、職員等を含む第三者によるアクセスができない仕組みを検討すべきと思われる。

② 業務費内訳明細書による検証

入札参加業者が提出する業務費内訳明細書に、談合の事実が推測されるような記載に関する不自然な規則性がないかなど業者間の談合を防止するためにどのようなチェック体制(専用チェックシートの有無)を採っているかを確認した。

金沢市は、現在入札に際して、制約付き一般競争入札以外での業務費内訳明細書は徴していなかった。

競争入札に際して、業務費内訳明細書は記載事項の細部にわたり不自然な点がないかなど、詳細に吟味することによって、情報漏洩や談合等の不正行為の発見への糸口になりうるものである。

さらに業務費内訳明細書は、委託先からの完了報告段階では、仕様内容と委託料の経費明細が実態に合っているかを検証するために重要なものであり、次年度の予定価格の算定段階においても算出根拠の検証、業務内容を反映した経費が計上されているかどうかの事前検証に必要なものである。

意見

競争入札に際して、業務費内訳明細書は記載事項の細部にわたり不自然な点がないかなど、詳細に吟味することによって、情報漏洩や談合等の不正行為の発見への糸口になりうるものである。  
指名競争入札においても、業務費内訳明細書を徴するべきである。

### 3. 随意契約について

#### (1) 随意契約の要件

随意契約とは、競争の方法によらないで任意に特定の者を選定し、その者を契約の相手方として契約を締結するものである。

随意契約は、契約方式の中で最も簡便な方法であり、事務上の負担を軽減できるといふメリットがあるが、他方で、当該契約の相手方の選定が一部の者に偏るなど、地方自治体にとって適正な価格よりも割高で契約を締結する恐れが高いというデメリットがある。

指名競争入札と同様に随意契約も一般競争入札の特例であるため、次の要件を備えた場合にのみ認められるとされている。(地方自治法施行令第167条の2)

- ① 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に同じ下表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

(なお、別表第五(第167条の2関係)は省略)

- ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。
- ③ 障害者自立支援法第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業を行う施設若しくは小規模作業所において製作された物品を普通地方公共団体の規則で定める手続により買入れる契約、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者でない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。
- ④ 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続により、買入れる契約をするとき。
- ⑤ 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- ⑥ 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- ⑦ 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- ⑧ 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- ⑨ 落札者が契約を締結しないとき。

なお、金沢市契約規則第24条では、随意契約によらうとするときはなるべく2人以上の者から見積書を徴することと定め、特定の者1人を相手方として選ぶことは、例外としている。一般的に1者随意契約が認められるのは、次のような場合であると思われるが、これらの場合においても公正性を損なうことのないように特に慎重かつ厳格な態度で臨まなければならない。

- ・ 国又は他の地方公共団体と契約するとき。
- ・ 契約の目的又は性質により相手方が特定されるとき。
- ・ 災害の発生等により緊急を要するとき。
- ・ どの相手方に見積らせても価格に概ね差がないとき。
- ・ 法令等によって価格が定められているとき。
- ・ 先に締結した契約の条件及び内容と密接な関連性があるとき。
- ・ 定例的に購入する物件で軽微なものを購入するとき。
- ・ その他特別な事情(具体的理由が必要)があるとき。

#### (2) 随意契約の適正化への国の取り組み

国においては、随意契約の適正化を図るため、平成18年2月「公共調達への適正化に向けた取り組みについて」を、同年6月には「公益法人等との随意契約の適正化について」を公表している。また、平成19年1月には「所管公益法人等以外の随意契約の適正化について」を、同年11月「随意契約の適正化の一層の推進について」をそれぞれ公表している。

これら国による一連の公表は、随意契約における不透明性、非効率性という問題が指摘されていたことを受けて、随意契約の適正化を図るべく、公共調達の適正化に向けた取り組みについて、公表してきたものである。

国による随意契約の適正化の具体的な内容については、公益法人等と締結されたすべての随意契約について点検し、今後、随意契約から公募型競争入札や一般競争入札など、より競争性のある契約方式への移行を目指すものであり、さらに当該移行期においては、適宜随意契約の実施状況を公表するなど、その監視体制の強化を図るというものである。

#### (3) 金沢市における随意契約の実施状況と適正化への取り組み

前述したアンケート調査の結果では、委託業務の調査件数1,932件のうち随意契約を実施しているものは1,104件、構成比で57.1%に達している。

金沢市では、随意契約の締結について、地方自治法施行令に則って適正に執行されるよう平成16年4月に「業務委託(役務・賃借含む)における随意契約のガイドライン」を策定している。

このガイドラインは、随意契約によって契約締結することができる場合の判断基準について、具体的事例も含め規定しているものである。

しかし、随意契約の締結については、ほとんどの委託業務が、個々に担当職及び契約締結時の最終決裁者により決定されており、随意契約理由の妥当性を、事後に検証している内部機関は存在していない。

随意契約の適正化という課題は、当然、国と同様に地方自治体においても取り組むべきものであると考える。

金沢市においても、随意契約における不透明性・非効率性という問題をあらためて認識し、より一層の随意契約の適正化に向け取り組む必要がある。

**意見**

随意契約による業務委託については、より競争性のある契約方式への移行を進める観点から、その随意契約理由の妥当性を、事後に検証する必要がある。

**4. 指定管理者制度について**

(1) 定義

指定管理者制度とは、地方公共団体やその外郭団体やその他の外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を営利企業や財団法人、NPO 法人などに包括的に代行させる制度である。

平成 15 年 9 月に改正地方自治法が施行され、公の施設の管理・運営は、平成 18 年 9 月までに従来の管理委託制度から指定管理者制度へ移行することになった。(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項)

制度の趣旨は、民間の参入による管理業務の効率化と市民サービスの向上であり、制度上は公の施設の管理運営が委託ではなく指定管理者による管理代行に移ったこととなる。

なお、平成 19 年度の包括外部監査においても、出資団体の管理運営をテーマとして取り上げ、指定管理者制度導入が出資団体に及ぼす影響等について検討が行われている。

ここでは、上記の包括外部監査報告書の結果を踏まえ、主に今回実施した委託料の個別案件での調査結果と問題点について考える。

(2) 現状把握

まず、指定管理者制度導入に関する市の基本方針を示す。

① 指定管理者を公募せずに選定するケース

施設の性格及び設置目的等に照らし、管理を代行する者を特定することが必要な施設については、管理運営を委ねるにふさわしい団体を公募せずに選定することとする。

ア 地域コミュニティ施設

地域住民のコミュニティ活動の基盤施設である施設については、これまでに実質的な管理を関係住民で行ってきたところであり、今後とも、関係住民で行うことが望まれるため、関係住民で組織する団体に管理を委ねるものとする。

イ 芸術創造事業及び人材育成事業を主体とする施設

新しい文化の創造や工芸作家・職人の人材育成を行う事業を主体とする施設については、それら事業がなければ公の施設として円滑に機能しないことから、当該事業を実施するために本市が設置した団体に、その公の施設の管理を委ねるものとする。

ウ 寄附等の文化資産の展示と事業展開を主体とする施設

寄附・寄託された金沢ゆかりの文化資産の展示と事業展開を主体とする施設については、それらをお譲りいただいた方々の意向、心情や文化振興事業の質的向上に配慮し、本市が設置した団体に管理を委ねるものとする。

なお、これに類する文化振興事業の向上に寄与する施設についても、一体的管理の必要性から、同様の取り扱いをする。

エ 福祉・保健の向上を図る特別な事業展開を主体とする施設

福祉・保健の向上を図る特別な事業展開を主体とする施設については、中立性・公平性の確保及び設置目的の達成等の観点から、事業を実施するのに最もふさわしい団体に、その公の施設の管理を委ねるものとする。オ 行政と民間等の連携による産業振興事業の展開を主体とする施設 行政と民間等の連携による産業振興事業の展開を主体とする施設については、公平性を確保しつつ、最も効率的・効果的に事業を実施できる団体に、その公の施設の管理を委ねるものとする。

②指定管理者を公募のうえ選定するケース

上記以外の施設については、住民サービスの向上及び運営の効率化を図ることができない団体を公募のうえ選定することとする。なお、選定に際しては、指定管理者の指定を受けようとするものが申し出る際に提出する事業計画書等の書類の内容を、「金沢市指定管理者選定会」において、公平かつ適正に審査するものとする。

次に、直営施設における指定管理者制度導入の方針を示す。

①今後も直営での管理が求められる施設

ア 個別法の規定により、管理者が市に限定されている施設  
中央卸売市場、公設花き地方卸売市場

②現行のまま直営を維持する施設

ア 市民の利用に供する部分が限定的であり、庁舎的要素が強い施設  
農業センター、教育プラザ富樫、福祉健康センター、駅西健康ホール(駅西福祉健康センターと一体的に管理)、リサイクルプラザ、金沢駅東広場、金沢駅東交流スクエア  
イ 人材育成や調査研究など専門性が重視される施設  
キゴ山少年自然の家、キゴ山天体観測センター、図書館、ITビジネスプラザ武蔵  
ウ 小規模な施設で業務委託により、効率的な管理が行われている施設  
長町武家屋敷休憩館、西茶屋資料館、ひがし茶屋休憩館、足輕資料館、旧加賀藩士高田家跡、観光駐車場、朔形少年の森、土子原こども野外広場

エ 個人情報の管理など公共性、非営利性等が求められる施設

斎場、墓地、市営住宅、特定公共賃貸住宅  
オ 施設の運営方針に不確定要素があり、当面、導入が適当でない施設

i) 施設のあり方を継続検討する施設

中央公民館、女性センター、長土塀交流館

ii) 将来、民間活力の導入を検討する施設

市立病院、助産所、保育所

③指定管理者制度の導入効果が見込める施設

ア 公募のうえ、選定する施設

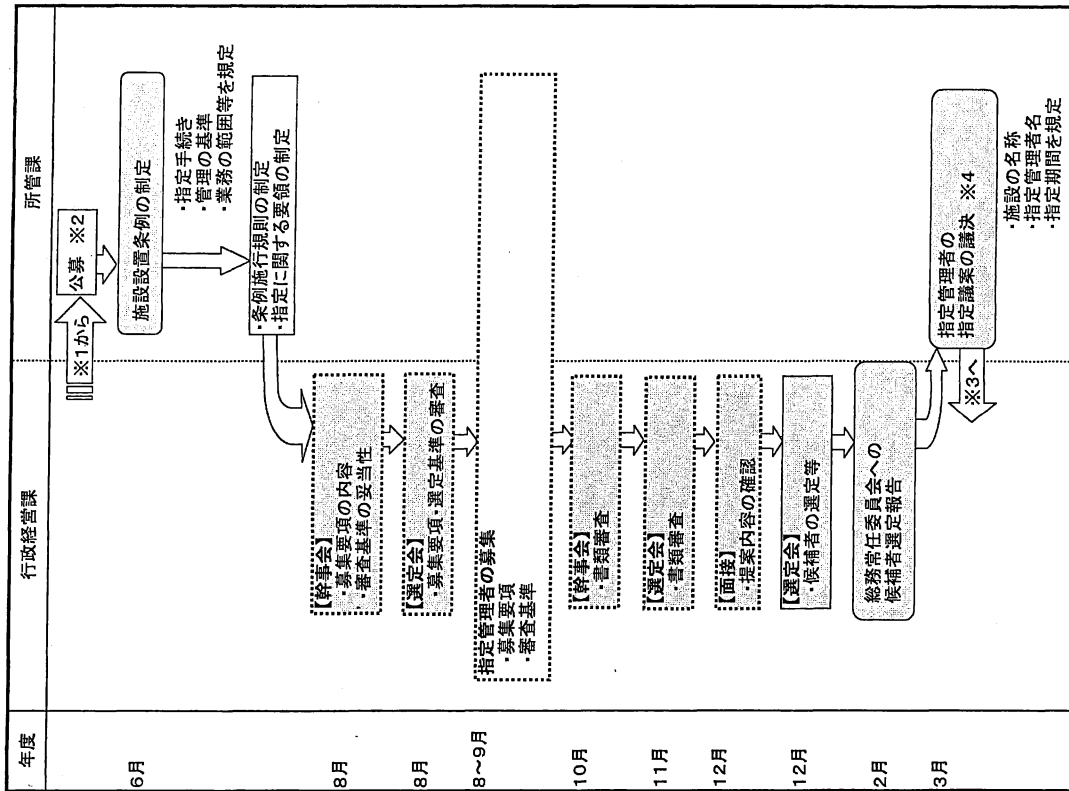
キゴ山ふれあいの里

イ 将来、選考により、選定する施設

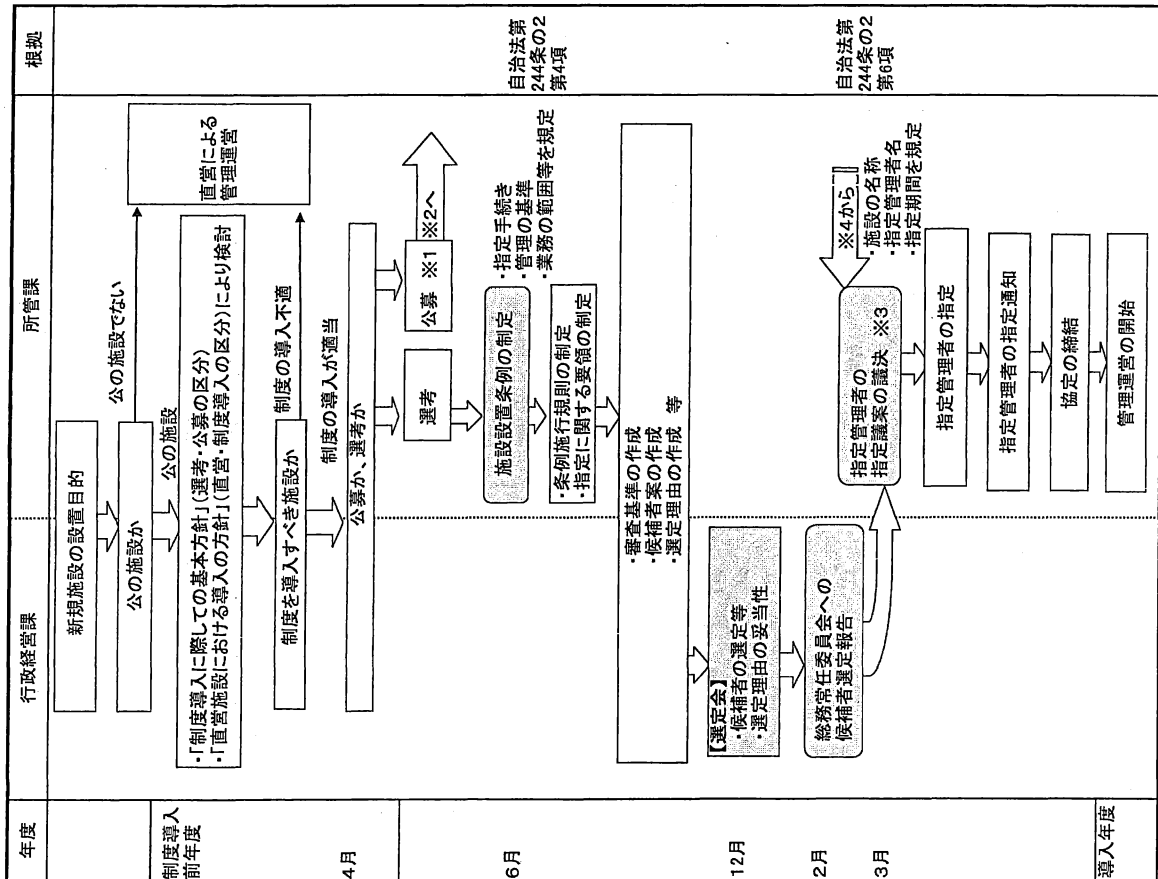
城北児童会館、金沢湯涌みどりの里

指定管理者制度導入手続きには「選考」と「公募」があり、それぞれの手続きの手順は次のとおりである。

指定管理者制度導入の手順(公募)



指定管理者制度導入の手順(選考)



かつ効率的な運用を図るため、事業担当課による事業評価を安定性、効率性、専門性、サービスの向上の4項目について実施する。

ア 個別評価：安定性、効率性、専門性、サービスの向上の4項目について選定区分ごとに4段階(3点~0点)で評価する。

区 分	項 目	内 容
採点根拠	安定性	施設運営の考え方や防犯、防災対策に対する評価
	効率性	効率的管理運営方針等に対する評価
	専門性	管理事業の運営方針等に対する評価
	サービスの向上	市民ニーズの把握やその反映策、市民サービスの向上策に対する評価
3点	目標や計画を上回る成果があった	
2点	目標や計画どおりの成果があった	
1点	目標や計画どおりの成果がなかった	
0点	評価区分内容が実施されていない	

イ 総合評価：項目別評価の合計点等による総合評価(満点12点)

評 価	内 容
S	優れている (合計点が10点以上)
A	適正である (合計点が7点~9点)
B	さらなる努力が必要 (合計点が4点~6点)
C	改善すべき (合計点が3点以下)

なお、平成20年4月1日現在、金沢市が指定管理者制度を導入している施設は次頁のとおりである。

その他、制度の運用については次のとおりである。

① 指定期間

指定管理者の指定は、期間を定めて行うこととなっており(地方自治法第244条の2第5項)、サービスの継続性と安定性を確保しながら、計画的な管理運営を実施するため、原則として、5年間とする。

② 公募による指定管理者の選定方法

指定管理者の応募について、新聞やホームページ等により広報のうえ、募集要項を配布し、応募者説明会を開催し、提出期間内の募集を行う。  
募集締め切り後に、応募者の1次審査(書類審査)及び2次審査(面接審査)を行い、指定管理者を選定する。

③ 選定

指定管理者となるべき候補者の選定にあたっては、指定手続きの公平性、透明性を担保するため、外部委員を含む「金沢市指定管理者選定会」により、選定する。

ア 金沢市指定管理者選定会

事業計画書その他の書類を審査し、候補者を選定する。  
構成 9名(副市長、都市政策局長、総務局長、産業局長、市民局長、福祉健康局長、都市整備局長、外部委員2名)

イ 選定方法

審査基準をあらかじめ定め、総合的な観点から評価し、最も適当と認められる団体を選定する。

④ 指定管理者による報告

指定管理者は、毎年度終了後に、その管理する当該施設の管理業務の適正を期するために、管理業務の実施状況、利用状況、収支状況などを記載した事業報告書を作成し、市に提出することが義務づけられており(地方自治法第244条の2第7項)、管理業務の実施状況等について会計年度終了後1箇月以内に報告するものとする(協定書標準様式第12条)。

⑤ 管理業務の監督

公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に、当該管理業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる(地方自治法第244条の2第10項)とされ、管理運営の状況を把握するため、管理業務の実施状況等の報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をするものとする(協定書標準様式第11条)。

⑥ 事業評価

指定管理者による施設の管理・運営の状況、実績などを把握し、制度の適正



(3) 問題点の抽出と提案

①収支の改善

金沢市の場合、基本指針で選考とする(公募としない)ものは、ホールを除く文化芸術関係の施設等に限定されているので、限定されたもの以外(ホールやスポーツ施設、駐車場、駐輪場、老人福祉センター等)は公募ということになる。平成19年度の文化芸術関係施設について歳入歳出状況を調査したところ、公募としているホールを含め、すべての施設で収支はマイナスとなっていた。

金沢を歴史・文化都市として、世界にアピールして高い評価を受けており、努力や取組みは、日本を始めとする世界の各都市からも高い評価を受けており、これに対しての異論はないが、指定管理者制度導入施設の利活用の促進という点からは、収入を上げる工夫と努力は必要であり、利用者の増加、利用率の向上に向けた取組みをさらに推進することで、施設の収支差額で市が費用負担している額の縮減に努めなければならない。

平成19年度の歳入歳出状況を調査した施設の中には、入館者・利用者数の増加のためのインセンティブの与え方や、民間の知恵や経験を発揮できる柔軟な運営方法を採用することによって収支の改善が図られるものも存在すると思われるため、文化芸術関係施設の管理運営については、その政策実現効果の向上を基本としながら、指定管理者がより積極性を発揮できる仕組みや、民間のノウハウを施設の管理運営に活かすための方策について再考を促したい。

②市派遣職員の人数の削減

指定管理者制度を導入している文化芸術関係施設21施設中、7施設に計15人の市職員が派遣されていた。市派遣職員の人数については特に文化芸術関係施設において顕著となっているが、これは施設の設置目的や市の施策の方針を踏まえた施設管理運営を確保するため、また、金沢21世紀美術館など新規施設では、開館後、団体固有職員が育つまでの間、経験・能力を有する即戦力としての人材が必要であるためである。

しかし、文化芸術関係施設においては、施設の設置目的や特徴に応じ、専門性を有する団体による継続的な管理運営が求められるものであり、また、外郭団体の自立を促進する観点からも団体固有職員をできるだけ早期に育成し、配置されている市派遣職員数を減らしていく方針が徹底されることを望みたい。

意見

外郭団体が指定管理者となっている施設においては、団体固有職員の計画的な育成に努め、できるだけ早期に体制を整えたい。また、市派遣職員を引き揚げるべきである。

指定管理者制度導入施設一覧(H20.4.1)

Table with columns: 施設名 (Facility Name), 施設数 (Number of Facilities), 所管課 (Responsible Department), 区分 (Category), 導入 (Introduction), 指定管理者 (Designated Manager), 種類 (Type), 新規 (New). Rows list various facilities like '生まがい情報作業センター', '金沢駅前広場', '金沢駅前駐車場', etc., along with their respective management details.